

島根原子力発電所 1 号機廃止措置計画に対する県の考え方（案）

平成 29 年 6 月 26 日
危機管理局

1 経緯

- (1) 平成 28 年 4 月 28 日、中国電力が標記計画を認可申請するに当たって、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第 6 条に基づき、本県等に対して事前報告があり、同年 6 月 17 日、県、米子市及び境港市の連名で、最終的な意見は留保し、8 項目の条件を付した上で、原子力規制委員会の審査の後、審査結果の説明を受け、関係機関と協議の上、あらためて最終的な意見を提出する旨を回答した。
- (2) 今年 4 月 19 日、島根原子力発電所 1 号機廃止措置計画が原子力規制委員会の認可を受け、同日、中国電力から県に対して、その旨の報告があった。
- (3) その後、原子力規制庁及び中国電力から審査結果等の説明を受け、県は前回の回答の際に付した 8 項目の条件の対応状況を確認してきた。さらに、原子力安全顧問会議において専門的な観点から廃止措置計画が適正であることを確認、原子力安全対策合同会議で住民の意見を聞き、その上で米子市及び境港市との協議等を踏まえ、以下のとおり県としての考え方を取りまとめた。

《これまでの議論の経緯》

- ・ 5/16 原子力安全対策プロジェクトチーム会議、5/19 県議会議員全員協議会、5/26 原子力安全顧問会議・原子力安全対策合同会議、6/1 住民説明会、6/24 プロジェクトチーム会議（3 首長：米子市・境港市から条件付きで了解の回答）

〈両市における議論〉

- ・ 米子市では 5/19 全員協議会で中国電力の説明を受け、6/19 全員協議会で米子市長が条件付きで了解する考えを示して議会の了解を得た。
- ・ 境港市では 6/7 に市議会が中国電力の説明を受け、6/14 に市議会から市長へ条件付きで了解する旨の回答があった。

《参考》鳥取県議会等で出された主な意見（5/19 県議会全員協議会にて）

- ・ 廃止措置計画の適正な履行の確認方法
- ・ 廃止措置計画の各段階の変更申請に対する県の関与
- ・ 使用済燃料の再処理の見通し、放射性廃棄物の処分問題 など

2 中国電力との安全協定上の取扱い等に係る方針

- 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、原子力規制委員会の審査を受けた廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間（第 1 段階）の廃止措置の実施に限り了解する。

3 中国電力に対する要請事項

(1) 安全対策について

廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。

特に、放射性物質の扱いを伴う廃止措置作業については、安全神話に陥ることなく、起こり得る事故を十分に想定しているか常に検討するリスク管理を徹底し、自発的な改善によって事故リスクを解消すること。

万が一、人と環境に影響する恐れのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について鳥取県等の理解と協力を得るようにすること。

(2) 立地自治体と同等の扱いについて

解体工事準備期間（第1段階）における認可を受けた廃止措置計画の変更及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）以降の廃止措置計画の変更に際しては、安全協定に基づきその都度鳥取県等に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。

(3) 地域住民・関係自治体への情報提供について

廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、鳥取県等に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

(4) 関係自治体との連携について

原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

(5) 使用済燃料等の管理・処分について

使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。

(6) 放射性廃棄物等の管理・処分について

廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。

(7) 放射性物質の漏えい防止対策について

系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。

(8) 原子力防災対策に係る費用負担について

原子力発電所については、廃止措置段階においても原子力防災対策など行政の財政負担が引き続き生じることから、長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、国による適切な財政措置が実現するまでの間、引き続き事業者として必要な負担を行うこと。

4 国への要望及び鳥根県に対する回答

(1) 国への要望（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）

- ・廃止措置の実施に当たっては、厳正な保安検査等を行い、その結果について地域住民へのわかりやすい説明を行うこと。また、実施内容が計画に反する場合は必要な措置を命ずること。
- ・使用済燃料及び新燃料、放射性廃棄物等の処分等の体制の確立に取り組むこと。
- ・中国電力に対する県民の安全を第一義とした原子力安全対策実施の指導、周辺地域の声が反映される法的仕組み、原子力防災対策に必要な人件費等の費用を負担する仕組み、避難について国が全面に立った調整・確保などを行うこと。

(2) 覚書に基づく鳥根県知事への意見の提出（鳥根県を通じた本県意見の中国電力への提出）

- ・鳥根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっての手続きに関する「鳥根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、本県が中国電力に提出した意見と同様の意見を鳥根県に伝える。

(3) その他

- ・日本原子力研究開発機構（JAEA）の大洗研究開発センターの被ばく事故を受け、放射性物質を取り扱う作業についてより厳格な指導を求めていく。